

文京区介護職員等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

30 文福介第 3325 号 平成 31 年 3 月 29 日 区長決定

2022 文福介第 3129 号 令和 5 年 3 月 23 日 区長決定

2024 文福介第 1699 号 令和 6 年 10 月 22 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）に所在する地域密着型サービス事業所（国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）及び文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成 25 年 3 月文京区条例第 9 号）第 2 条第 6 号に規定する共生型地域密着型サービスを実施する事業所を除く。以下「事業所」という。）を運営する事業者に対し、介護職員等の宿舍の借上げに係る費用の一部を補助することにより、事業所における介護人材の確保、定着及び離職防止並びに地域の災害福祉拠点としての体制の整備を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業所を運営する者（以下「事業者」という。）とする。ただし、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある者は、交付対象としない。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が区内に設置した次に掲げる事業所において業務に従事する職員の宿舍を借り上げる事業とする。ただし、他の公的助成制度の対象となる事業については、交付対象としない。

- (1) 福祉避難所指定事業所（区と災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所として指定されている事業所をいう。以下同じ。）
- (2) 災害時協定締結事業所（区と災害時における利用者の安否確認、避難所等での介護保険サービスの提供等に関する協定を締結した事業所（福祉避難所指定事業所を除く。）をいう。以下同じ。）
- (3) その他事業所（福祉避難所指定事業所及び災害時協定締結事業所以外の事業所をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により補助対象事業の対象となる宿舍は、補助対象者が借り上げた宿舍（補助対象者又は当該補助対象者の親族等その他の者（当該補助対象者が法人の場合にあっては、役員）が所有する宿舍を除く。以下同じ。）とする。ただし、福祉避難所指定事業所及び災害時協定締結事業所に係る宿舍は、当該事業所から半径 10 キロメートル以内に存するものに限る。

3 第 1 項の規定により補助対象事業の対象となる職員（以下「補助対象職員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護職員、訪問介護員、生活相談員、介護支援専門員又は計画作成担当者のいずれかの業務に従事している職員（以下「介護職員等」という。）であること。
- (2) 常勤職員又は非常勤職員（当該職員における通常の勤務時間が常勤職員の所定労働時間の 5 割以上である職員をいう。）であること。
- (3) 前項に規定する宿舍に入居していること。
- (4) 事業者の法人の役員その他経営に携わる者でないこと。

(5) 災害対策上の業務に従事する職員であること（当該職員が福祉避難所指定事業所又は災害時協定締結事業所において業務に従事する場合に限る。）。

(6) 本人及び同一世帯の世帯員が住居手当を受給していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第6条に規定する補助対象期間において補助対象事業の実施に要する費用のうち、別表に定めるものとする。

（補助対象戸数）

第5条 補助金の交付対象となる戸数は、事業所の利用定員にかかわらず、1事業所当たり4戸を上限とする。ただし、次に掲げる在留資格を有する補助対象職員に係る戸数については、この限りでない。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表の在留資格の欄に掲げる「介護」

(2) 入管法別表第1の2の表の在留資格の欄に掲げる「特定技能」（特定産業分野「介護」に限る。）

(3) 入管法別表第1の2の表の在留資格の欄に掲げる「技能実習」（職種名「介護」に限る。）

(4) 入管法別表第1の4の表の在留資格の欄に掲げる「留学」（資格外活動許可を取得している者に限る。）

(5) 入管法別表第1の5の表の在留資格の欄に掲げる「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限る。）

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次の各号に掲げる要件（以下「補助要件」という。）を全て満たすこととなった日（以下「開始日」という。）から開始日の属する月の属する年度の末日までとする。ただし、当該年度の末尾までに補助要件のいずれかを満たさなくなった場合は、開始日から当該要件を満たさなくなった日までを補助対象期間とする。

(1) 補助対象者が補助対象職員を雇用していること。

(2) 補助対象者が借り上げた宿舎に補助対象職員が入居していること。

(3) 補助対象職員と補助対象者との間で入居契約等が締結されていること。

2 一の補助対象職員に係る補助対象期間については、開始日の属する月から起算して9年を経過した月の属する年度の末日までを限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、令和元年度から令和5年度までの間に補助金の交付を開始した補助対象職員については、令和6年4月1日を補助対象期間の始期とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額に同表に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、補助対象期間の始期又は終期が月の途中である場合の当該月の補助基準額は、日割り計算によるものとする。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、文京区介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（交付決定）

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ
て行う現地調査等によりその内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは文京区介護職員等宿舎
借上げ支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付を決定したときは文京区介
護職員等宿舎借上げ支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する
ものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に際し、条件を付する
ことができる。

（申請の撤回）

第10条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決
定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同項に規定する交付決定通知書を受け取った
日から起算して14日以内に申請を撤回することができる。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第11条 区長は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により必要があると認めたときは、
交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する
ことができる。

（補助対象事業の廃止）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、文京区介護職員等宿舎借上げ支援
事業廃止届（別記様式第4号）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

（事故報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な
事項について、書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告等）

第14条 区長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めたときは、補助事
業者に対し、補助対象事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めたときは、補助事業者にその処理に
ついて指示をすることができる。

（遂行命令等）

第15条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、
補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めた
ときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができ
る。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停
止を命ずることができる。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、補助対象事業が終了した
とき又は第12条の規定により補助対象事業の廃止を区長に届け出たときは、区長が別に定める期日
までに、文京区介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号。以下「実績報告
書」という。）に必要な書類を添えて、区長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第17条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書を審査するとともに、

必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第18条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な措置を採った場合について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第19条 補助事業者は、第17条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに文京区介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金交付請求書（別記様式第7号）により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第20条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 申請者、介護職員等（同居者を含む。）、宿舎の所有者その他の補助対象事業の実施に係る者が文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。

(4) 前3号のほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長が別に定める期日までに、当該補助金を区長に返還しなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第22条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第23条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 区長は、第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第25条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じたにもかかわらず、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と当該未納付額とを相殺するものとする。

(調書の作成、保管)

第26条 補助事業者は、補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後10年間保管しておかなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによる。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条、第7条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率	5 備考
福祉避難所指定事業所	補助対象職員の宿舍の借上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等）とする。ただし、補助対象者が補助対象職員から当該経費の一部を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額とする。	宿舍1戸当たり月額 82,000 円	7 / 8	・ 1事業所につき4戸を上限とする。 ・ 補助対象期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに額を算定する。
災害時協定締結事業所				
その他事業所			1 / 2	